

第 37 回総会議事録

(令和 5 年 7 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第37回総会 議事録	
日 時	令和5年7月26日(水) 14時00分～16時30分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 19名 欠席委員数 0名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第8号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第9号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第10号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改定に関する意見照会について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第5号 農業委員会が発行した6月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第6号 農業経営改善計画の認定について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>10番 許可</p> <p>11番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>9番 許可相当</p> <p>10番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>9番 許可相当</p> <p>10番 許可相当</p> <p>11番 許可相当</p> <p>12番 許可相当</p> <p>第4号議案</p> <p>9番 証明交付</p> <p>10番 証明交付</p>

	11番 証明交付 12番 証明交付 13番 証明交付 14番 証明交付 15番 証明交付 16番 証明交付 17番 証明交付 18番 証明交付 19番 証明交付 20番 証明交付 21番 証明交付 22番 証明交付 23番 証明交付 24番 証明交付 25番 証明交付 26番 証明交付 第5号議案 11番 証明交付 12番 証明交付 13番 証明交付 14番 証明交付 第6号議案 4番 利用確認 5番 利用確認 第7号議案 6番 証明発行 第8号議案 14番 協力 15番 協力 16番 協力 17番 協力 18番 協力 第9号議案 3番 承認 4番 承認 第10号議案 決定
議 事	
事務局	(開会 14時00分) 事務局より出席状況(出席委員19名、欠席委員0名)を報告し、法第27条第3項

	<p>の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>ただ今から第37回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号18番白井秀幸委員、19番小島重信委員にお願いします。</p> <p>それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。10番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は農業拡大を希望していたため、利用権設定により賃借していた農地を購入することとしました。</p> <p>申請地は譲受人が現在利用権設定により耕作しています。また、譲受人世帯の所有農地は、利用権設定している農地のみですが、当該地の他に2か所あります。申請地も含めて全て良好に耕作されていることから利用効率要件、常時従事要件について問題はありません。また、地域の調和要件についても、すでに耕作しており問題はないため、3条許可要件を満たしております。</p> <p>以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当として考えております。</p>
議長	<p>10番について地区担当の齋藤春美推進委員の意見はいかがですか。</p>
齋藤春美 推進委員	<p>譲渡人が耕作できず困っていたところ、譲受人が借りたいということで利用権設定をし、一生懸命耕作をしていました。問題ないと考えます。</p>
議長	<p>10番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、10番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、10番は許可とします。</p> <p>続いて、11番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件は、ここ数年にわたり定期的におこなっている世帯内贈与です。申請者は芝を栽培しています。</p> <p>所有の農地は、芝及び露地野菜が適正に耕作されております。通作距離も現在の耕作地ですので問題ありません。周囲との調和条件については問題ありません。</p> <p>以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当として考えております。</p>
議長	<p>11番について地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。</p>

小川名委員	7月9日に父と息子に会い、確認をしました。毎年の贈与で、農地の現況も変わりなく問題ありません。
議長	11番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、11番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、11番は許可とします。 続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。9番について事務局から説明してください。
事務局	申請者は高齢のため、申請地の有効活用を考えていたところ、資材置場としての借受要望があり、申請に至りました。 借受法人は土木・建設業を営む法人で、需要増加に伴い既存資材置場が手狭になり新たに資材置場を必要としていました。資材の搬出入に伴う騒音の観点から周囲に住宅がなく、約1000㎡の必要面積等の条件を満たす土地は、申請地しかありませんでした。 立地基準は第3種農地です。申請地は半径300m以内に羽沢ICがあります。 被害防除にいついて、敷地内は砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。また、U字溝と浸透枡を設置し雨水流出を防止します。南側の隣地境界には既存のコンクリートブロック及びフェンスがあるため、それらを活用します。北側の農地境には、コンクリートブロック2～5段を新設します。 所有農地に違反転用はありません。 他法令で必要な手続きはありません。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	9番について地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。
鈴木推進委員	7月9日に現地を確認しました。申請者は高齢者で、将来的に耕作できないということで申請に至りました。転用について問題ありません。
議長	9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、9番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、9番は許可相当とし市に進達します。

<p>事務局</p>	<p>続いて、10番について事務局から説明してください。</p> <p>申請者は、就業のため申請地の耕作が困難です。現在は申請者の母親が当該地を耕作していましたが、高齢のためすべての面積を耕作するのは難しい状況のため、土地の活用を検討していたところ、近隣の運輸会社より駐車場として貸してほしいと依頼があったため、農地の一部を転用します。</p> <p>借受法人は、同じ緑区三保町に本社及び事業所があり、建築資材等の運搬を行っている会社です。現在の事業地ではトラックの台数が多くなり不便が生じているため駐車場を探していたとのことです。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管が埋設されており、500m以内に街区・近隣公園があります。</p> <p>被害防除について、雨水は砂利敷きにより自然浸透させます。残農地との境は、高さ40センチのコンクリートブロックを積みます。隣接の駐車場との境は既存の単管パイプをそのまま使います。残農地は自己所有地で、申請者の家族が引き続き耕作をします。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>当該地は風致区域のため、建築局建築企画課で受付をしております。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>10番について、地区担当の齋藤春美推進委員の意見はいかがですか。</p>
<p>齋藤春美 推進委員</p>	<p>7月11日に現地を確認しました。土地の一部を転用するため、水路を含む残農地が少し不整形となります。耕作しにくいのではないかと心配しましたが引き続き耕作するとのことでしたので問題ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、10番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認め、10番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。9番について事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人は、泉区和泉町に本店を置く土木建築工事を行う法人です。現在、泉区上飯田町の借地に資材を置いていますが、貸主の事業拡大に伴い退去を求められたため、代替地を探していました。本店から取引先の多い保土ヶ谷区の範囲で探したところ、面積や形状の条件を満たす土地は申請地のみでした。</p> <p>立地基準は第2種農地です。市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha</p>

	<p>未満です。</p> <p>被害防除について、敷地内は入口部分のアスファルト舗装以外を砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。北東側隣地境界にコンクリートブロック 2 段、西側に 3 段を設置します。南側道路境界は既存の土留めを活かします。</p> <p>所有農地に違反はありません。</p> <p>申請地の面積は 1000 m²以上ありますが、特定都市河川流域外のため雨水浸透阻害行為の手続きは不要です。</p> <p>計画は妥当であり適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ進達したいと考えております。</p>
議長	<p>9 番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。</p>
内田推進委員	<p>現地を確認しましたが、特段問題ありません。</p>
議長	<p>9 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、9 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、9 番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、10 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>本申請による転用用途は、特別養護老人ホームです。譲受人は愛知県及び京都府で社会福祉事業を営んでおり、事業拡大のため特別養護老人ホーム用地を探していたところ、本申請地が開発審査会の提案基準に沿ったものであるため農地転用を申請されました。</p> <p>農地区分は第 3 種農地、500m 以内に山本記念病院、東山田そよかぜ公園があり、前面道路に上・下水管があります。</p> <p>被害防除について、雨水は敷地内アスファルト舗装により水勾配をつけ、建物下の調整池に貯水させます。また、雨水と汚水は前面道路の下水道に接続し排水します。周囲はすべて道路に囲まれており、道路との高低差がある箇所は R C 擁壁を築造します。</p> <p>他法令について、開発行為許可は令和 5 年 7 月 6 日に申請されています。雨水浸透阻害行為許可は令和 5 年 6 月 22 日におりています。申請地のうち 6 筆の上空に東京電力の送電線が架設されており、電線から特定範囲内における建造物の築造禁止等を目的とした地役権が設定されていますが、地役権者からは本申請工事を実施することの同意が得られています。</p> <p>計画は妥当であり適切な被害防除も行われることから、許可相当として神奈川県ネットワーク機構へ諮問した後、横浜市へ進達します。</p>

議長	10番について、地区担当の栗原智委員の意見はいかがですか。
栗原智委員	7月12日に現地を確認しました。譲渡人の家は先祖代々農家で、亡くなった父はトマトの水耕栽培をしていました。譲渡人とその長男は、栃木県でトマトの水耕栽培をしています。転用について問題ありません。
議長	10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、10番について許可相当として神奈川県ネットワーク機構へ諮問した後、横浜市へ進達することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、10番は許可相当とし市に進達します。 続いて、11番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は無人駐車場の管理運営及び経営を営んでおります。都筑区で運営していた駐車場を閉店したため代替地を探しておりました。閉店した店舗の顧客も取り込める距離にあり、道路沿いで駐車場利用の需要が高いと見込める土地を探したところ、借りる目途がたったのが申請地のみでした。 立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に属しません。 被害防除について、敷地内は浸透性の高いアスファルト舗装及びコンクリート舗装とし、雨水は自然浸透及び水勾配をつけ、雨水枡に集積し公共下水管につなげます。汚水は新設する污水管を通じて油水分離層で処理し公共下水管へ流します。排水については環境創造局下水道設備管理課及び港北土木事務所と協議済みです。周囲は出入口部分を除きフェンスや薄板パネル等で囲い、洗車時の水の飛散を防止します。洗車機も静音仕様の洗車機を使用し、防音対策も行います。LED照明も設置しますが、足元を照らすほどの照明にし、敷地外には光が漏れない施工にすることです。 所有農地に違反転用はありません。 他法令の手続きですが、申請地は1000㎡を超えておりますので雨水浸透阻害行為許可申請が必要ですが、すでに道路局河川管理課で許可済みです。出入口部分の縁石の切り下げについて港北土木事務所と調整済みです。 計画は妥当であり適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	11番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。
加藤委員	先月、近くで転用申請があったところでした。転用について問題ありません。

議長	11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、11番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、11番は許可相当とし市に進達します。 続いて、12番について事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は、横浜市泉区に事業所を置き、千葉県及び埼玉県にて特別養護老人ホームを開設・運営している法人です。市内における特別養護老人ホームの不足に伴い整備事業者の公募があり、事業者に決定したため転用するものです。申請地は鶴ヶ峰駅から徒歩10分と交通の便も良く、周辺環境や必要面積等の条件を満たすことから選定されました。</p> <p>立地基準は、第3種農地です。500m以内に横浜鶴ヶ峰病院、梶谷公園があり、前面道路に上・下水管が埋設されています。</p> <p>被害防除について、東は水路、北西は準用河川、北は宅地に隣接しており、周囲は全てコンクリートブロックまたは擁壁を設置します。敷地内はアスファルト舗装とし、雨水は地下ピットで集水して北西側の準用河川に放水、汚水は前面道路の公共下水管に接続し排水します。なお、東側水路沿いは県の急傾斜危険区域に指定されているため、開発区域には含みませんが転用区域となるため、芝張りのうえ緑地帯として管理します。隣接農地はありません。また、一部、横浜市の道路が入っており払い下げ予定です。</p> <p>申請者の所有農地に違反はありません。</p> <p>都市計画法第29条に基づく開発許可申請については、7月7日付で申請済みです。その他、建築局、道路局、旭土木事務所等関係部署への調整は済んでいます。</p> <p>計画は妥当であり適切な被害防除も行われることから、許可相当として神奈川県ネットワーク機構へ諮問した後、横浜市へ進達します。</p>
議長	12番について、地区担当の白井委員の意見はいかがですか。
白井委員	現地を確認しましたが、問題ありません。
議長	12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、12番について許可相当として神奈川県ネットワーク機構へ諮問した後、横浜市へ進達することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、12番は許可相当とし市に進達します。

<p>事務局</p>	<p>続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。9番から26番について事務局から説明してください。</p> <p>9番について、立地基準は第2種農地です。10年間山林状態であることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>10番について、立地基準は第2種農地です。16年間山林状態であることを航空写真で確認しました。</p> <p>11番について、立地基準は第2種農地です。10年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>12番について、立地基準は第3種農地です。10年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>13番について、立地基準は第2種農地です。17年間建物敷地として使用されていることを土地賃貸借契約書で確認しました。</p> <p>14番について、立地基準は第3種農地です。19年間建物敷地として使用されていることを土地賃貸借契約書で確認しました。</p> <p>15番について、立地基準は第3種農地です。10年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>16番について、立地基準は第3種農地です。10年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。</p> <p>17番について、立地基準は第2種農地です。24年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>18番について、立地基準は第2種農地です。10年間通路として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。</p> <p>19番について、立地基準は第3種農地です。75年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>20番について、立地基準は第3種農地です。16年間通路として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>21番について、立地基準は第3種農地です。15年間駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>22番について、立地基準は第2種農地です。10年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。</p> <p>23番について、立地基準は第3種農地です。10年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。</p> <p>24番について、立地基準は第3種農地です。10年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。</p> <p>25番について、立地基準は第2種農地です。16年間建物敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>26番について、立地基準は第3種農地です。20年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>13番、14番について補足しますと、横浜市が土地を借り、都筑スポーツセンターを</p>
------------	---

	<p>建てたところです。申請者は当時、地目変更をしていなかったため、地目を正しくしたいとの意向で申請がありました。根拠資料は土地賃貸借契約書です。通常、窓口では土地課税台帳登録事項証明書または航空写真の提出を御案内していますが、運用としては公的機関との契約書も定められております。今回は、10年以上前の横浜市との契約書を提出いただきました。</p>
議長	<p>9番から26番について、委員の意見、質問等がありますか。</p>
森田推進委員	<p>非農地証明は、過去に農地転用の許可を得ているが地目変更されていないものが多く、地目変更が適切にされればよい話だと思っています。</p>
事務局	<p>実際は、農地転用の許可を得ていないものが多いです。許可を得ていれば、許可済証明を発行して、地目変更するよう促しています。</p> <p>非農地証明は、不動産登記と現況が合致していない状態を改善し、整合性を確保するために発行しています。</p>
森田推進委員	<p>農振農用地も非農地証明は発行できますか。</p>
事務局	<p>農振農用地はできません。農振農用地に違反がある場合、通知を出しています。</p>
根本推進委員	<p>13番、14番について、都筑スポーツセンターの建物の所有者は横浜市ですか。そうであれば、公共転用ということですか。</p>
事務局	<p>建物は横浜市所有で、公共施設であるため農地転用許可が不要でした。</p>
小池委員	<p>税務課の現況地目の情報から違反指導ができませんか。</p>
大澤委員	<p>登記地目と現況地目で一致しないものをピックアップすればできるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>税務課のデータも参考情報として使わせてもらいますが、調整区域の精度は市街化区域よりも低いという情報もあり、現地確認をしないと指導はできません。</p>
岡部委員	<p>他に農地転用をしたい土地があるため、所有農地の是正として非農地証明を申請することも多いです。ほとんどが無許可で転用しているところだと思います。</p>
議長	<p>本来であれば、無断転用が判明した時点でどうにかしたいところです。</p>
坂田委員	<p>農振農用地と同様に全ての農地を厳しく見ていかないと、違反地が増えてしまいます。</p>

事務局	人員的な面等、解決すべき点がありますので、委員の皆様とも一体となって進めていきたいと思えます。
森田推進委員	13番、14番について、スポーツセンターを建てたときに、行政がきちんと手続きをしていなかったということではないですか。そうであれば、議案書の備考欄に公共施設と記載できませんか。
事務局	市民局と農地転用許可をする部署が調整をして農地転用許可不要でスポーツセンターを建てています。土地所有者がその段階で地目変更をするはずでしたが、建築行為自体は手続きを怠ったわけではありません。
坂田委員	農業委員会の当時の議案の記録は残っていますか。
事務局	農地転用が許可不要の場合、農地転用許可権者との直接の手続きとなり、農業委員会の審議はないため記録はありません。
内田推進委員	13番、14番について、土地課税台帳登録事項証明書を根拠資料にすることはできないのですか。
事務局	対象とする筆数が多く、土地課税台帳登録事項証明書では手間と費用が非常に大きくなるため、手元にある土地賃貸借契約書を提出していただきました。
議長	他に意見、質問はありますか。 無いようですので、9番から26番については承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、9番から26番つきまして証明交付とします。 続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。11番ですが、議事参与の制限により、関戸委員はいったん退室をお願いします。 (関戸委員退室)
事務局	それでは、11番について事務局から説明してください。 相続人は、これまでも農家世帯として農業経営してきました。世帯の農地は全て相続人が相続し、今後も相続人と弟で花卉と果樹を中心に農業経営を続けていくとのこと。

	<p>6月21日に大矢委員と相続人とで現地立会を行いました。現地調査の結果、農地は良好に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのこと。農業用資材置場と電柱を除外しています。</p> <p>以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。</p>
議長	11番について、大矢推進委員の意見はいかがですか。
大矢推進委員	農地は適正に管理されています。
議長	11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
坂田委員	適用除外物について、説明してください。
事務局	電柱と農業用資材置場です。
議長	他に意見、質問はありますか。 無いようですので、11番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、11番は証明交付とします。 関戸委員の入室をお願いします。
	(関戸委員入室)
議長	続いて、12番について事務局から説明してください。
事務局	<p>相続人は露地野菜畑、果樹畑として4筆すべてを良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。</p> <p>また、現地の状況については7月12日に地区担当の栗原茂推進委員に申請者立ち合いのもと、確認いただいております。</p> <p>以上のことから「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。</p>
議長	12番について、地区担当の栗原茂推進委員の意見はいかがですか。
栗原茂 推進委員	ネギやカキをメインに耕作している方で、自分の農地以外に5か所の農地を借りて耕作しています。また、後継者の育成もされています。納税猶予に関して問題ありま

	せん。
議長	12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
平本委員	農業用倉庫が適用除外になるのはなぜですか。農用地でも除外になりますか。
事務局	その場所でなければ機能しないボイラー等の農業用施設は適用ですが、倉庫は該当しないので適用除外となります。また、農用地等の区別はありません。
議長	毎年、農業用倉庫を適用とするよう税制改正要望として挙げていますが、進展がありません。 他に意見、質問はありますか。 無いようですので、12番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、12番は証明交付とします。 続いて、13番について事務局から説明してください。
事務局	相続人は、被相続人と一緒に主に果樹を栽培してきた方です。 6月13日に地区担当委員の坂田委員と相続人とで現地立会を行いました。現地調査の結果、農地は良好に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのこと。農業用倉庫や電柱、道路セットバックなどを除外していません。 以上のことから「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。
議長	13番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。
坂田委員	優良な農家で、浜なしや浜ぶどうを作っています。問題ありません。
議長	13番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、13番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、13番は証明交付とします。 続いて、14番について事務局から説明してください。

事務局	<p>相続人は露地野菜畑、植木畑として3筆すべてを良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。</p> <p>また、現地の状況については7月12日に地区担当の栗原茂推進委員に申請者立ち合いのもと、確認いただいております。</p> <p>以上のことから「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。</p>
議長	14番について、地区担当の栗原茂推進委員の意見はいかがですか。
栗原茂 推進委員	適切に管理されており、問題ありません。
議長	<p>14番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、14番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数のため、14番は証明交付とします。</p> <p>続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。4番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきまして、現地調査の結果、露地野菜および果樹畑として当該地が適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えております。</p>
議長	4番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。
内田推進委員	現地を確認しましたが、問題ありません。
議長	<p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数のため、4番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。</p> <p>続いて、5番について事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>こちらの案件につきましては、7月7日に地区担当委員の平本委員と所有者と現地立会いを行いました。</p> <p>現地調査の結果、対象の農地は露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、神奈川県税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えております。</p>
議長	5番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。
平本委員	ハクサイとダイコンを作っている方ですが、今後はダイコンをメインに作るそうです。問題ありません。
議長	5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、5番は適正に利用されていることを神奈川県税務署に報告します。 続いて、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。6番について事務局から説明してください。
事務局	令和5年3月3日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項第2条第1項の農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するものに合致しています。
議長	6番について、地区担当の栗原茂推進委員の意見はいかがですか。
栗原茂 推進委員	7月12日に現地確認をしました。所有者と面識がなかったため、近所の知人に話を聞いたところ、露地野菜や植木を一生懸命耕作されていた方とのことです。問題ありません。
議長	6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、6番は証明発行と決定します。

	<p>続いて、第8号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。14番から18番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>14番、15番、18番は主たる従事者の証明を交付済みです。16番、17番は指定から30年経過による申出です。市長より農業者へのあっせん等の協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、8月4日を期限として事務局までご連絡ください。</p>
議長	<p>14番から18番について、あっせんに協力します。</p> <p>続いて、第9号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。3番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地は旭区中希望が丘の市街化区域の農地です。農園は開設者の自作地及び自宅が隣接しており、周囲にはゴルフ場と駐輪所で周辺への影響は軽微と思われれます。</p> <p>貸付区画は1区画約10㎡で、119区画を開設する計画です。</p> <p>農園の名称はマイファーム希望が丘です。貸付期間は1年間で、貸付けにかかる賃料は年間90,200円、2年目以降は83,050円です。募集方法はチラシ、Web、HPによる公募です。</p> <p>利用者の通作手段は、徒歩を想定しています。</p> <p>横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和5年7月3日に結んでおります。</p> <p>現地は地区担当の飯田委員に確認いただいております。</p> <p>以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。</p>
議長	<p>3番について、地区担当の飯田推進委員の意見はいかがですか。</p>
飯田推進委員	<p>申請前から、申請者とその息子から相談がありました。7月11日に最終確認をしましたが、問題ありません。</p>
議長	<p>3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p>
坂田委員	<p>駐車場はどうなっていますか。</p>
飯田推進委員	<p>駅が近い住宅街で、徒歩を想定しており、駐車場を考えていません。</p>
議長	<p>他に意見、質問はありますか。</p> <p>無いようですので、3番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>

議長	賛成多数と認め、3番は承認と決定します。 続いて、4番について事務局から説明してください。
事務局	貸付区画は101区画を予定しております。 農園の名称はマイファーム今宿西町、貸付期間は1年間、1区画12㎡で年間賃料は90,200円、募集方法はチラシ、ホームページ等です。 利用者の通作手段は、徒歩を想定しています。 横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和5年7月3日に結んでおります。 現地は地区担当の新川委員に確認いただいております。 以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。
議長	4番について、地区担当の新川推進委員の意見はいかがですか。
新川推進委員	問題ありません。
議長	他に意見、質問はありますか。 無いようですので、4番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、4番は承認と決定します。 続いて、第10号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改定に関する意見照会について」審議します。 本件については、農政推進課から改定内容について御説明いただき、その内容に対して農業委員会としての意見を決定するものです。それでは、御説明よろしくお願ひいたします。
農政推進課	令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の一部改正が施行され、神奈川県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が一部改定されたことを受け、横浜市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部が改定されます。 地域計画の策定、農地の集約化等、人の確保・育成という法改正の内容を踏まえて、市の基本構想を改定します。 基本構想改定として、まず、平成26年9月の改定以降の施策や情勢を踏まえた時点修正を行います。また、法改正に伴い、地域計画に関する事項と農業を担う者の確保及び育成に関する事項の追加、農地利用集積円滑化事業に関する事項の削除をします。 今後のスケジュールとして、7月下旬から8月下旬にかけて、農業委員会、農業協同組合へ意見照会、局ホームページで市民意見募集を行います。並行して、神奈川県へ改定内容を事前相談します。8月末に神奈川県へ変更に関する協議を開始し、9月

	<p>中旬に神奈川県からその同意を得たところで、9月25日に、市報にて基本構想改定を公告する予定です。</p> <p>基本構想の素案は20ページほどあるため、新規追加分を抜粋して議案書35ページに載せています。「第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 1 地域計画に関すること」は、これから横浜市の地域計画を策定するという趣旨のものです。「第5 農業を担う者の確保及び育成に関する事項」は、横浜での担い手の認定や支援、後継者の育成や新規参入などの推進・支援について記載されています。</p> <p>昨日、南西部農業委員会で意見照会をしたところ、新しい認定制度が増えるのかとの質問がありましたが、今まで基本構想に既存の認定制度についての具体的な記載がなかったため、追記したものです。表記について検討してほしいとの御意見がありました。</p> <p>素案は7月中に横浜市ホームページに掲載し、市民意見募集を行う予定です。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま御説明いただきましたが、意見、質問等がありますか。</p>
坂田委員	<p>市報とは何ですか。</p>
農政推進課	<p>市が決定したことについて、広く市民に知らせるために公表するものです。掲示板や横浜市ホームページで見ることができます。</p>
坂田委員	<p>掲示板を見る人はおらず、スマートフォンで見る農家もほとんどいません。農家の人に伝わるよう、公表の仕方を工夫することも必要です。</p> <p>また、もう1点質問ですが、認定農業者と横浜市はどのように連携していますか。</p>
農政推進課	<p>基本構想改定の公表方法について今後検討していきます。</p> <p>認定農業者と横浜市の関係についてですが、法律に基づき横浜市が定めた認定基準により認定された農業者は、融資の優遇等の支援を受けられる制度になっています。具体的には、横浜市の経営改善支援事業という補助事業の支援対象となり、農業用機械、設備、生産用施設資材等の購入費用の補助を受けられます。また、国の融資制度を利用できます。</p>
大澤委員	<p>認定農業者になるための前提が規模拡大と収入の増加であったりと、ハードルが高く、実際に認定農業者の数は増えていないと思います。規模拡大ではないが、所有農地を効率的に利用することで収入が増える場合は可とするなど、ハードルを下げないと、担い手の確保はできないと考えます。</p>
農政推進課	<p>規模拡大できない状況の場合、所有農地の中で効率化を図る計画について、実際に審査することが増えていきます。規模拡大等のハードルの高さについても検討していきます。</p>

小山推進委員	支援、補助等ありきで税金の支出がありますが、農家の収入を上げるにはどうしたらよいかを考えるべきです。物価が上昇しているのに野菜の価格は横ばいです。野菜の価格高騰を認知してもらう必要があります。行政でその方向に持っていくのがよいと思います。そうすれば、税金で穴埋めすることがなくなります。
農政推進課	同様の御意見は多く挙げられています。市場価格を上げる施策を検討する必要があると思います。
議長	買う側が強い立場なので難しいかもしれませんが、全国の問題としてお願いしたいです。
小山推進委員	スーパーやファミレスのバイヤーに対して法律があった方がよいと思います。
森田推進委員	農業委員は、昔は資格がなくてもなることができたが、今は認定農業者でないとなることができないことについて、どうお考えですか。
事務局	農業委員会法の改正があり、以前は農業委員の半数以上が認定農業者である必要がありましたが、現在は緩和され、4分の1以上が認定農業者等ということで、過去に認定農業者であった人等も人数に含めます。
議長	他に意見、質問等がありますか。 それでは、第10号議案について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改定に関して、異議なしと中央農業委員会の意見を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第10号議案は、異議なしと意見決定します。 以上で第37回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項第1号から第6号について、野路委員をお願いします。
野路委員	報告事項について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第1号から第6号まで一括で報告。
野路委員	第1号から第6号について質問等がありますか。 無いようですので、報告事項を了承とします。 これもちまして第37回総会を終了します。

	(閉会 16時30分)
--	-------------

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和5年 月 日

議長

署名人

署名人

令和5年7月26日開催 第37回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子利一		出席	
4	坂田清一		出席	
5	加藤保		出席	
6	栗原智		出席	
7	守谷弘	連合会監事	出席	
8	大立尚登	連合会理事	出席	
9	阿部敏		出席	
10	大澤博		出席	
11	岡部弘		出席	
12	河原俊一	連合会理事	出席	
13	大塚喜彦		出席	
14	関戸裕一		出席	
15	平本武夫		出席	
16	小池誠一郎		出席	
17	小川名重典	連合会理事	出席	
18	白井秀幸		出席	議事録署名人
19	小島重信		出席	議事録署名人

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野清		出席	
2	栗原茂		出席	
3	小山正博	連合会理事	出席	
4	齋藤公		出席	
5	鈴木輝雄	連合会理事	出席	
6	永島善範		出席	
7	根本栄治		出席	
8	吉野幸弘		欠席	
9	飯田清		出席	
10	内田英一		出席	
11	大矢勝		出席	
12	小原甲史		出席	
13	齋藤春美		出席	
14	佐藤孝春		出席	
15	新川和生		出席	
16	森田喜八郎		出席	
17	吉濱勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし